

旭川市介護サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）第7条第3号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）に規定する介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者並びに指定相当第1号事業者の指定及び指定の更新に対する審査に係る手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる手数料の種別に応じ、当該手数料を支払うべき者がそれぞれ当該右欄に掲げる免除の条件のいずれかを満たすときは、当該手数料を免除する。

手数料の種別	免除の条件
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 介護老人福祉施設、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設又は事業所の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 介護老人保健施設又は介護医療院の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
指定地域密着型サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 旭川市の被保険者（法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を除く）に対し、市外に所在する事業者が地域密着型サービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で、かつ、当該事業者が所在市町村長から指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合
認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに利用させるこ

	とを目的として指定又は指定更新の申請を行う場合
指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	（１）指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスと一体的に運営するために当該サービスと同時に指定又は指定更新の申請を行う場合
介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	（１）介護老人福祉施設、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設又は事業所の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	（１）介護老人保健施設又は介護医療院の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	（１）指定地域密着型サービスと一体的に運営するために当該サービスと同時に指定又は指定更新の申請を行う場合 （２）旭川市の被保険者（ただし、法第１３条第３項に規定する住所地特例適用被保険者を除く）に対し、市外に所在する事業者が地域密着型介護予防サービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で、かつ、当該事業者が所在市町村長から指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合
介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	（１）認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに利用させることを目的として指定又は指定更新の申請を行う場合
指定相当第１号事業実施者指定（指定更新）申請手数料	（１）指定居宅サービス若しくは地域密着型通所介護と一体的に運営するために当該サービスと同時に指定若しくは指定更新の申請を行う場合 （２）旭川市の被保険者（ただし、法第１３

	条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を除く）に対し，市外に所在する事業者が指定相当第1号事業のサービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で，かつ，当該事業者が所在市町村長から指定相当第1号事業実施者の指定を受けている場合
指定介護予防支援事業者指定（指定更新）申請手数料	（1）指定居宅介護支援の事業と一体的に運営するために当該サービスと同時に指定又は指定更新の申請を行う場合

附 則

この要綱は，平成26年7月1日から施行する。

この要綱は，平成28年2月25日から施行する。

この要綱は，平成29年2月1日から施行する。

この要綱は，令和6年10月1日から施行する。